

目次

古物営業法

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 古物営業の許可等（第三条）
- 第三節 古物競りあつせん業者（第十一条）
- 第三章 古物商及び古物市場主の遵守事項等（第二十一条）
- 第四章 監督（第二十二条～第二十五条）
- 第五章 雜則（第二十六条～第三十条）
- 第六章 罰則（第三十一条～第三十九条）
- 附則

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、盜品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もつて窃盜その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「古物」とは、一度使用された物品（鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を含み、大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。）で政令で定めるものを除く。以下同じ。）若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたもののをいう。

第三条 この法律において「古物営業」とは、次に掲げる営業をいう。

一 古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの

二 古物市場（古物商間の古物の売買又は交換のための市場をいう。以下同じ。）を経営する営業
三 古物の売買をしようとする者のあつせんを競りの方法（政令で定める電子情報処理組織を使用する競りの方法その他の政令で定めるものに限る。）により行う営業（前号に掲げるものを除く。以下「古物競りあつせん業」という。）

四 この法律において「古物市場主」とは、次条の規定による許可を受けて前項第一号に掲げる営業を営む者をいう。以下同じ。

五 この法律において「古物競りあつせん業者」とは、古物競りあつせん業を営む者をいう。

（許可）
第二章 古物営業の許可等（第三条）

第一節 古物商及び古物市場主（許可）

第三条 前条第二項第一号又は第二号に掲げる営業を営もうとする者は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしてはならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第三十一条に規定する罪若しくは刑法（明治四十年法律第45号）第二百三十五条、第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六第二項

に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行おそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの

五 住居の定まらない者

六 第二十四条第一項の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの期間の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

七 第二十四条第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第八条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

八 心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として國家公安委員会規則で定めるもの

九 営業に関し成年人と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第十一号のいずれかに該当する者があるもの

十 営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場ごとに第十三条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

十一 法人で、その役員のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者があるもの（許可の手続及び許可証）

十二 営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場ごとに第十三条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

十三 在管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

（許可の手續及び許可証）

十四 第三条の規定による許可を受けようとする者は、その主たる営業所又は古物市場の所在地

十五 在管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

十六 第十三条第一項の管理者の氏名及び住所

十七 第二条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者があつては、行商（仮設店舗（営業所以外の場所に仮に設けられる店舗であつて、容易に移転することができるもの）をいう。以下同じ。）を出すことを含む。以下同じ。）をしようとする者であるかどうかの別

十八 第二条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者があつては、その営業の方法として、取り扱う古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供し、その取引の申込みを国家

十九 公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いるかどうかの別に応じ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれに該当しない旨

二十 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

二十一 公安委員会は、第三条の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

二十二 公安委員会は、第三条の規定による許可をしないときは、理由を付した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に届け出、許可証の再交付を受けなければならぬ。

(許可の取消し)

第六条 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により許可を受けたこと。
- 二 第四条各号（第十号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当していること。
- 三 許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

2 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者の営業所若しくは古物市場の所在地を確知できないとき、又は当該者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確認できないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

(変更の届出)

第七条 古物商又は古物市場主は、第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所又は古物市場の所在地を変更しようとするときは、その変更後の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会）に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2 古物商又は古物市場主は、第五条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

3 前二項に規定する公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、前二項の規定による届出書の提出を当該公安委員会を経由して行うことができる。

4 第一項又は第二項の規定により提出する届出書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(許可証の返納等)

第八条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証（第三号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）をその主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

- 一 その古物営業を廃止したとき。
- 二 第三条の規定による許可が取り消されたとき。
- 三 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
- 4 前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、第三条の規定による許可は、その効力を失う。
- 5 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、許可証をその主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。
- 6 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
- 7 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者（閲覧等）

第九条 古物商又は古物市場主は、自己の名義をもつて、他人にその古物営業を営ませてはならぬものとする。

(名義貸しの禁止)

第十条 古物商は、古物市場主の經營する古物市場以外において競り売りをしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を、その場所を管轄する公安委員会に届け出なければならない。

- 1 前項に規定する公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商は、同項の規定による届出を、その営業所の所在地を管轄する公安委員会を経由して行うことができる。
- 2 古物商は、売却する古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その買受けの申込みを国家公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いて第一項の競り売りをしようとする場合には、同項の規定にかかるらず、あらかじめ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、競り売りをしようとする期間その他国家公安委員会規則で定める事項を当該古物を取り扱う営業所の所在地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、古物競りあつせん業者が行うあつせんを受けて取引をしようとする場合には、適用しない。

第十二条 古物競りあつせん業者

(届出)

第十条の二 古物競りあつせん業者は、営業開始の日から一週間以内に、営業の本拠となる事務所（当該事務所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、届出書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 営業の本拠となる事務所その他の事務所の名称及び所在地
- 3 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

第十三条 第二条第二項第三号の競りの方法その他の業務の実施の方法に関する事項で国家公安委員会規則で定めるもの

2 前項の届出書を提出した者は、古物競りあつせん業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして営業の本拠となる事務所を変更したときは、変更後の営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会）に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、届出書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

第十四条 古物商及び古物市場主の遵守事項等

(許可証等の携帯等)

第十五条 古物商は、行商をし、又は競り売りをするときは、許可証を携帯していなければならぬ。

2 古物商は、その代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に行商をさせるときは、当該代理人等に、国家公安委員会規則で定める様式の行商従業者証を携帯させなければならぬ。

3 古物商又はその代理人等は、行商をする場合において、取引の相手方から許可証又は前項の行商従業者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

第八条の二 公安委員会は、第五条第一項第六号に規定する方法を用いる古物商（第十二条第二項及び第三項において「特定古物商」という。）について、次に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するものとする。

（施行期日）
この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、

警察法（昭和二十九年法律第六百六十二号）同法附則第一項但書に係る部分を除く。の施行の日から施行する。

（都道府県公安委員会等の許可等の経過規定）

この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法、風俗営業取締法、古物営業法、質屋営業法又は銃砲刀剣類等所持取締令の規定により都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会の行つた許可、免許、取消、停止その他の処分で現にその効力を有するものは、改正後の相当規定により都道府県公安委員会のした処分とみなす。但し、当該処分に期限が附されている場合には、当該処分の期限は、改正前のこれらの法令の規定により処分がなされた日から起算するものとする。

（都道府県公安委員会等に対する申請等の経過規定）

この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法、風俗営業取締法、古物営業法、質屋営業法又は銃砲刀剣類等所持取締令の規定により都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会に対してなされた許可、免許その他の処分の申請（届出）その他の手続は、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。但し、改正前のこれらの法令の規定による許可、免許その他の処分の申請の際すでに納付された手数料の帰属については、改正後のこれらの法令の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和三十一年七月四日法律第五一号）抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

（施行期日）
附 則（昭和三十七年四月一六日法律第四〇号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和三七年五月一六日法律第七六号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和四五年六月一日法律第一一一号）抄
(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の古物営業法第五条第一項の規定によりさ

れている営業所の管理者の廃止の許可の申請は、第二条の規定による改正後の古物営業法第五条第一項の規定による営業所の管理者の廃止の届出とみなす。

（施行期日）
第二条の規定による改正前の古物営業法第十九条第一項の規定による承認に係る帳簿については、第二条の規定による改正後の古物営業法第十九条第一項の規定は、適用しない。

附 則（昭和五三年五月一日法律第三八号）抄
(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年五月二三日法律第五四号）抄
(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び次項から附則第七項までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第一条の規定による改正前の古物営業法（以下「旧古物営業法」という。）第八条第一項又は第二項の規定による行商又は露店の許可は、それぞれ第一条の規定による改正後の古物営業法（以下「新古物営業法」という。）第八条第一項又は第二項の規定による行商の許可とみなす。

（施行期日）
第一条の規定による行商又は露店の許可を受けている者に係る当該行商又は露店の許可のうち有効期間の残存期間の短い許可証に係る許可については、前二項の規定にかかるわらず、第一条の規定による行商の日にその効力を失うものとし、当該許可に係る許可証は、第一条の規定の施行後速やかに当該都道府県公安委員会に返納しなければならない。

（施行期日）
第一条の規定の施行の際現に旧古物営業法第二十四条第三項の規定により行商又は露店の停止処分を受けている者については、前三項の規定にかかるわらず、当該停止期間の満了する日までの間は、なお従前の例による。

（施行期日）
附則第四項の規定は、前項に規定する者が当該停止期間の満了する日の翌日に旧古物営業法第八条第一項の規定による行商及び露店の許可又は同条第二項の規定による行商及び露店の許可を受けている場合に準用する。この場合において、附則第四項中「第一条の規定の施行の際」及び「第一条の規定の施行の日に」とあるのは、「当該停止期間の満了する日の翌日」にと、「第一条の規定の施行後」とあるのは、「当該停止期間の満了する日の翌日以後」と読み替えるものとする。

（施行期日）
第一条の規定の施行の際現に都道府県公安委員会に対しほりされている旧古物営業法第八条第一項又は第二項の規定による行商又は露店の許可に係る申請は、それぞれ新古物営業法第八条第一項又は第二項の規定による行商の許可に係る申請とみなす。

（施行期日）
この法律（第一条については、同条の規定）の施行前にした行為及び附則第五項の規定により従前の例によることとされる場合における第一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
この法律（第一条规定による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者の訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

（施行期日）
この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例によることを許すことができる。

（施行期日）
前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項まで

の規定を準用する。

（施行期日）
この法律（第一条规定による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

るべきことの諮問その他の求めがされた場合には、当該諮問その他の求めに係る不利益处分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成七年四月一九日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(新たに古物に含まれることとなる物に係る営業に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正後の古物営業法（以下「新法」という。）第二条第二項の古物営業に該当する営業でこの法律の施行により新たに古物に含まれることとなる物に係るものを営んでいる者であつて、当該営業に係る営業所（営業所のない者にあっては、住所又は居所をい

う。以下同じ。）又は市場が在る区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」とい

う。）による改正前の古物営業法（以下「旧法」という。）第二条第一項又は第三条の規定による許可（以下「旧法許可」という。）を受けていないものは、この法律の施行の日（以下「施行日」）といふ。から三月を経過する日（その者がその日以前に当該営業について新法第五条第一項の許可申請書を提出した場合にあっては、新法第三条の規定による許可又は新法第五条第三項の規定による通知がある日）までの間は、引き続き、新法第三条の規定による許可を受けないで当該営業を営むことができる。

(旧法許可を受けている者に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法許可を受けている者は、それぞれ、当該旧法許可をした公安委員会による新法第三条第一項又は同条第二項の規定による許可を受けた者とみなす。

2 前項の規定により新法第三条の規定による許可を受けた者とみなされる者（以下「みなし新法許可者」という。）であつて、この法律の施行の際現に前条に規定する営業をそのに係る旧法許可をした公安委員会の管轄区域内において営んでいるものは、施行日から三月を経過する日までに届け出なければならない。

3 みなし新法許可者であつて、この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の規定による許可を受けているもの又はその者の従業者が同条第二項において準用する同条第一項の規定による許可を受けているものは、新法第五条第一項第五号に規定する行商をしようとする者である旨の記載を含む同項の許可申請書を提出したものとみなす。

4 みなし新法許可者であつて、この法律の施行の際現に旧法第九条の規定による許可を受けていたものは、新法第十条の規定による届出をしたものとみなす。

(旧法許可に関する経過措置)

第四条 みなし新法許可者であつて、その者に係る旧法許可をした公安委員会の管轄区域内においての営業所又は市場についてのみ旧法許可を受けたものについては、当該旧法許可に係る付された許可証とみなす。

2 みなし新法許可者であつて、その者に係る旧法許可をした公安委員会の管轄区域内において二以上の営業所又は二以上の市場について旧法許可を受けていたものは、施行日から一年を経過する

(旧法第十一条第一項の許可証)

第五条 みなし新法許可者に対する新法第六条の規定の適用については、施行日前の期間は同条第三号又は第四号の期間に算入せず、かつ、施行日から一年を経過する日までの間は、同条第二号中「該当していること」とあるのは、「該当し、かつ、古物営業法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十六号）による改正前の第四条第一項各号（同項第七号を除く。）に掲げる者のい

ずれかに該当していること」とする。

2 この法律の施行前にした行為についてのみなし新法許可者に対する新法第二十四条の規定の適用については、同条中「違反し若しくはその古物営業に係る他の法令の規定に違反した場合」とあるのは、「違反した場合若しくは古物商、古物市場主若しくはこれらの法定代理人がその古物営業に係る他の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられた場合若しくはこれらの法定代理人が罰金の刑に処せられてから三年以内に再びその古物営業に係る他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられた場合」とする。

(旧法の規定によりした行為に関する経過措置)

第六条 旧法の規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は旧法の規定によりされていての許可の申請その他の行為は、国家公安委員会規則で定めるところにより、新法の規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は新法の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

(罰則)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十円以下の罰金に処する。

一 附則第三条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 附則第四条第二項の規定に違反した者

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分・申請等に関する経過措置)

この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされる許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、当

2 施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

この附則に規定するものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適切な見直しを行うものとする。

(検討)

新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(その他の経過措置の政令による)

この附則に規定するものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(検討)

新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、でき

る限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(その他の経過措置の政令による)

この附則に規定するものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(施行期日)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

(第四条) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則) (平成一四年一一月二七日法律第一一五号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(第三条) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から二月を経過する日までに施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第十六条の改正規定並びに第二十二条第一項及び第二項の改正規定（警察官）を改める部分に限る。は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

(第二条) この法律の施行前に改正前の古物営業法第十条の規定によりされた届出は、改正後の古物営業法（以下「新法」という。）第十条第一項又は第二項の規定によりされた届出とみなす。

(第三条) この法律の施行の際現に古物競りあつせん業を営んでいる者に対する新法第十条の二第一項の規定の適用については、同項中「営業開始の日から二週間以内」とあるのは、「古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十五号）」の施行の日から二月を経過する日までに」とする。

(第四条) この法律（附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則) (平成一四年一一月一三日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(第一条) この法律は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(第四条) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(第五条) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則) (平成一六年一月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(第一条) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(附則) (平成一九年六月一日法律第四四五号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(第一条) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(附則) (平成二九年六月一日法律第四四五号)

(施行期日)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

(附則) (平成三十一年四月二十五日法律第二二号) 抄

あることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(古物営業法の一部改正に伴う調整規定)

第二十八条 第二号施行日が古物営業法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日前である場合には、第十条のうち、古物営業法第四条の改正規定中「第四条第十号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号ただし書中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号」とあるのは「第四条第八号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号ただし書中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号」と、「八 心身」とあるのは「六 心身」と、同法第六条第一項第二号の改正規定中「第六条第一項第二号中「第九号」を「第十号」とあるのは「第六条第二号中「同条第七号」を「第八号」とする。

2 前項の場合において、古物営業法の一部を改正する法律のうち、古物営業法第四条の改正規定中「同条第八号中「第五号」を「第七号」とあるのは「同条第九号中「第六号」を「第八号」と、「同条第十号とし、同条第七号」とあるのは「同条第十一号とし、同条第八号」と、「同条第九号とし、同条第六号ただし書中「第八号」を「第十号」とあるのは「同条第十号とし、同条第七号」と、「同条第六号を同条第八号とし」とあるのは「同条第九号とし、同法第六条第二号の改正規定中「同条第七号」を「第九号」とあるのは「第八号」を「第十号」と、附則第一条ただし書中「同条第七号」とあるのは「同条第七号」とする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。